

物品等又は役務の名称及び数量	契約責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由	備考
平成18年度上石神井事務所内施設・設備の改修工事に係る設計及び監理の委託一式	契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-26	平成18年6月1日	株式会社山下設計 東京都中央区日本橋小網町6-1	2,100,000	株式会社山下設計は、平成14年度の当機構の移転に伴う改修工事及び平成15年度の新築工事並びに平成16、17年度の施設設備改修工事の設計・監理を担当しており、当機構施設の内容に熟知しその実績も優良であるとともに、設計図書をマイクロフィルム等で保管し、他の業者に委託するよりも経費面及び作業効率面においても有利であるため(会計規程第38条第4項)	
大学校視聴覚教室LAN工事等一式	契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成18年6月28日	富士テレコム株式会社 東京都板橋区板橋1-53-2 TM21ビル	2,010,750	見積合せによる(会計規程第38条第5項)	
労働力需給の推計作業の委託一式	契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-25	平成18年6月29日	株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区大手町2-3-6	12,058,698	労働力需給の推計作業は、16年度以前において厚生労働省が十数年にわたって行ってきた「労働力需給推計モデル構築・推計作業」を当初引き継いだものであり、株式会社三菱総合研究所は、当初において厚生労働省が行ってきた「労働力需給推計モデル構築・推計作業」を実施してきたところである。また、今回実施する推計は、平成16年度、平成17年度に同社が実施した推計結果を基に引き続き当機構が研究を行うものであり、過去に実施した推計作業の成果とノウハウを前提として推計作業を行うことが不可欠であることから、同社に継続して委託した方が経費面及び作業効率面において有利であるため(会計規程第38条第4項)	
データベースサーバ等の保守一式	契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-24	平成18年6月30日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンタービル	2,068,605	再リース契約のため(会計規程第38条第4項)	